

消費者安全法の改正に伴う関係内閣府令及びガイドラインの概要（案）

1. 趣旨

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」（平成 26 年法律第 71 号。以下「景表法等改正等法」という。）により消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号、以下「法」という。）が改正されたことに伴い、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する内閣府令」（以下「経過措置府令」という。）を定めるとともに、消費者安全法の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号、以下「施行規則」という。）等を改正し、あわせて改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン（以下「地方消費者行政ガイドライン」という。）、消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関するガイドライン（以下「情報提供ガイドライン」という。）、登録試験機関の消費生活相談員資格試験の試験業務に関するガイドライン（以下「試験業務ガイドライン」という。）及び指定講習実施機関に関するガイドライン（以下「指定講習ガイドライン」という。）を整備するものである。

2. 内容

(1) 消費生活相談体制の充実

消費生活相談等の事務の委託【施行規則第 7 条、地方消費者行政ガイドライン】

○消費生活相談等の事務を民間委託する際の留意点

施行規則において、消費生活相談等の事務を委託する際の基準として以下のとおり定める。

- ① 委託を受ける事務を公正かつ中立に実施できるものであって、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（※）その他当該地方公共団体の長が適当と認めた者
- ② 委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保できること。
- ③ 委託を受ける事務を的確に実施するに足る知識及び技術を有すること。
- ④ 委託を受ける者が団体である場合には、委託を受けた事務を統括管理する者を配置していること

※ 公益社団法人及び公益財団法人を含む。

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、民間委託する際の適切なモニタリング、消費生活相談員の処遇改善等の留意事項を定める。

消費生活センターに関する条例の制定【施行規則第8条、地方消費者行政ガイドライン】

○施行規則において、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村が「消費生活センターの組織及び運営」及び「情報の安全管理」に関する事項について条例で定める際に参酌する基準を以下のとおり定める。

- ① 都道府県知事又は市町村長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、消費生活センターの名称及び住所、並びに消費生活相談を行う日及び時間を公示すること（当該事項を変更したときも同様）。
- ② 消費生活センターには、消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くこと。
- ③ 消費生活センターには、消費生活相談員資格試験合格者（景表法等改正等法附則第3条の規定により合格した者とみなされる現行3資格（※）保有者を含む）を消費生活相談員として置くこと。
- ④ 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。
- ⑤ 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- ⑥ 消費生活センターは、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

※ 現行3資格とは、独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格、一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格をいう。

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、いわゆる「雇止め」の見直しを含む消費生活相談員の適正な人材及び処遇の確保は、消費生活センターではない窓口で勤務する消費生活相談員にも必要とされるものであることを定める。

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、消費生活センターに関する条例で定める内容は、民間委託や指定管理者制度を用いている場合にも当てはまるものであり、適切に対応することが求められることを定める。

指定消費生活相談員の要件【施行規則第8条の9】

○施行規則（※）において、指定消費生活相談員の指定に当たって必要となる実務経験について、地方公共団体において消費生活相談の事務に通算して5年以上従事することとするを定める。

※ 第8条の9。同規定の施行は、指定消費生活相談員に係る規定である法第10条の4にあわせ、景表法等改正等法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日を予定（同法附則第1条第3号）。

消費生活相談員の任用の考え方【経過措置府令第1条～第4条、地方消費者行政ガイドライン】

○景表法等改正等法附則第3条第1項に基づきみなし合格と認められる者について

経過措置府令において、法附則第3条第1項に基づきみなし合格と認められる者の基準について、以下のいずれにも該当するものと定める。

- ① 現行3資格のいずれかを有する者
- ② 地方公共団体における消費生活相談の事務又はそれに準ずる事務に1年以上従事した経験を有する者

ただし、法の施行の日から遡って5年間において、地方公共団体における消費生活相談又はこれに準ずる事務（※）に通算して1年以上従事していない場合には、景表法等改正等法附則第3条第2項に規定する講習会の課程を修了することを条件とする。

※消費生活相談に準ずる事務

消費者団体における相談の事務、事業者における相談の事務、国の行政機関又は独立行政法人における相談の事務、その他消費者庁長官が指定する事務

○景表法等改正等法附則第3条第2項に基づきみなし合格と認められる者について

経過措置府令において、現行の3資格のいずれかを有する者のうち、通算して1年以上の実務経験を有していない者に対して行う指定講習会の科目及び講習時間等を定める。

○指定講習ガイドラインにおいて、指定講習実施機関は、受講希望者にとって利便性の高い時期及び場所で指定講習会を実施するとともに地方でも指定講習会を実施する等の配慮を行うことを定める。

○消費生活相談員資格試験の合格者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者についてのメルクマール
地方消費者行政ガイドラインにおいて、消費生活相談員資格試験に合格した者

と同等以上の専門的な知識及び技術を有する者については、下記①、②をメルクマールとして都道府県知事又は市町村長が判断することを定める。

- ① 現行3資格のいずれかの資格を有する者
- ② 地方自治体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務等に従事している等、その実績に鑑み、消費生活相談についての専門的な知識及び技術を有することが実証されているといえる者

消費生活相談等の事務の広域連携【地方消費者行政ガイドライン】

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、消費生活相談等の事務の広域連携について具体例（巡回方式、相互乗入方式、中心市町村集約方式、事務組合方式）を示す。

消費生活相談等の事務に従事する者の秘密保持義務【地方消費者行政ガイドライン】

- 地方消費者行政ガイドラインにおいて、消費生活相談員等の秘密保持義務について以下のようなことを定める。
- ① 消費生活相談員等が自ら行った消費生活相談で得た情報を、他の消費生活相談員や職員に知らせることは、秘密保持義務には違反しないこと。
 - ② 消費生活相談員等が勉強会等に参加し、自らが行った消費生活相談の事例を、個人情報を含めそのまま伝えることは、秘密保持義務に違反する可能性があり、勉強会等で相談事例を用いる場合には、相談者の氏名や住所等の相談者を特定し得る情報等を伏せるなどにより情報の内容に配慮する必要があること。

（2）消費者安全確保地域協議会

他分野のネットワーク・消費者教育推進地域協議会との関係【地方消費者行政ガイドライン】

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、見守り等の取組を効率的・効果的に行う観点から、消費者教育推進地域協議会などの他のネットワークと連携するとともに、一体的に運営することも可能とすることを定める。

地域協議会の運営【地方消費者行政ガイドライン】

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）の運営体制の雛形（※）を定める。

※ 例えば、構成員全員が参加する会議（全体会議）とは別に、個別の見守り対象者ごとに見守り等の取組を行う担当者が参加する会議（担当者会議）を開催する二層構造とすることにより、見守り等の取組の対象となる者のリスト（見

守りリスト) の配布先を担当者会議に参加する者に限定する。

地域協議会における情報の取扱い【地方消費者行政ガイドライン】

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、見守りの対象者の個人情報地域協議会に提供するときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得るべきであるが、同意を得ることが困難であり、かつ、消費者安全の確保のために特に必要がある場合には、例外的に本人の同意がなくても情報を提供することが可能とすることを定める。

法第 11 条の 2 による情報提供【施行規則第 8 条の 11~14 等、情報提供ガイドライン】

○施行規則において、法第 11 条の 2 の規定に基づいて提供された情報は、地域協議会が行う見守り等の取組にのみ用いることができることを定める。

○施行規則において、情報の提供を受ける地方公共団体は、情報を適切に管理するために必要な措置を講じることが求められることを定める。

○施行規則において、情報を提供した消費者庁長官、地方公共団体の長及び国民生活センターの長は、必要があると認めるときは、情報の提供を受けた地方公共団体の長に対し、情報の利用及び管理の状況に関し必要な報告を求めることができ、情報提供ガイドラインにおいて、不適切である場合には、情報の利用停止等を求めることができることを定める。

○施行規則において、情報の提供を受けた地方公共団体の長は、当該情報の利用が終了したときは、速やかに、当該情報を記録する文書等を廃棄することを定める。

○施行規則において、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づいて内閣総理大臣（消費者庁長官）から地方公共団体の長に提供される情報は、国の行政機関が特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の措置に伴い取得した消費生活上特に配慮を要する購入者等の情報のうち、氏名、住所等であることを定める。

消費生活協力団体・消費生活協力員【地方消費者行政ガイドライン】

○地方消費者行政ガイドラインにおいて、「消費生活協力員」としては民生委員や福祉関係者、弁護士や司法書士等の専門家、消費生活に関する活動を行う個人等、「消費生活協力団体」としては消費者団体や介護サービス事業者等の福祉や医療関係の事業者団体、町内会等の地縁団体、商店街やコンビニ、宅配事

業者、金融機関等の地域の事業者・団体等の幅広い団体が想定されることを定める。

(3) 消費生活相談員資格試験

試験の内容【施行規則第8条の2等、試験業務ガイドライン】

○施行規則において、試験科目は法で規定する「商品等及び役務の消費安全性に関する科目」、「消費者行政に関する法令に関する科目」及び「消費生活相談の実務に関する科目（以下「実務科目」という。）」のほか、「消費生活一般に関する科目」及び「消費者のための経済知識に関する科目」（計5科目）とすることを定める。

○試験業務ガイドラインにおいて、出題数の下限（各科目20問、自由選択50問の計150問）を設定する。

試験の運営【施行規則第8条の8、第8条の20等、試験業務ガイドライン】

○試験業務の信頼性確保のための措置

施行規則において、登録試験機関自身が試験業務以外の業務を行っている場合にはそれにより試験業務が不公正になるおそれがないように措置を講じることや、終了した試験問題及び合格基準の公表を定めるとともに、試験業務ガイドラインにおいて、試験対策講座を行う場合の実施方法を定める。

○実務科目の一部免除

施行規則において、以下の者につき実務科目の一部免除ができることを定める。

- ・試験申込時に、地方公共団体における消費生活相談の事務について、①現職、②任用が決定、又は③遡って5年間において通算1年以上の実務経験を有する者
- ・現行3資格保有者で、指定講習会の課程を修了した者

○資格の通称について、公募により定める。

3. 今後のスケジュール

- ・1月14日～2月13日 パブリック・コメント
- ・27年3月末日途 内閣府令・ガイドライン策定
- ・28年6月12日まで 改正消費者安全法施行